

中学校の運動部活動について



林 敏博 議員

県教育委員会が岐阜県中学校運動部活動指針を制定しており、その中で学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備すると述べている。現在、中学校には14の運動部があるが、活動状況は。

町長

今年度、サッカー・野球・バレーが県大会で優勝し、個人種目も含めて全体で78名が東海大会に行きました。運動部の放課後の活動時間は、季節によって決めている。例えば4月から7月は17時45分まで、11月から1月は16時15分までの様に。



今問題になっている運動部顧問の先生の負担を減らす為に行っている事は。

町長

先生、生徒の負担を考えると、適切な活動時間等を決めている。

月曜日の休業

日、朝の練習は7時半から、第3日曜日は大会を除いて休業日としている。また負担軽減という意味では、外部指導員の活用を考えている。

スポーツ少年団・ジュニアスポーツクラブなどの団体の運営及び指導者等について、教育委員会はどの様にかかわっているのか。

町長

ジュニアスポーツクラブについては、教育委員会として指導者の方を選定し、又は、推薦を受けた人を指導者として任命している。学校との連携をとり、中学生の健康状態もよく見ながら指導している。スポーツ少年団は、一つの団体なのでそれぞれの団体の方で一生懸命に活動している。

運動部が大会等に出場する移動手段は。

町長

町所有のマイクロバス等を利用してはいるが、利用できない時はレンタルで対応している。遠征費用等も含めて町として体制をとっている。

競技、練習中のけがや移動中に事故が生じた場合の対処方法は。

町長

練習、大会のけがだけでなく、保護者による送迎、大会等の遠征の移動も補償対象になっているスポーツ安全保険に加入している。また、ジュニアスポーツクラブも規約でこの保険の加入を義務づけている。

池田町大野町給食センターの活用について

9月から稼働する池田町大野町給食センター内の2階に会議室、見学者ホールが作られるが、教育委員会では学校の授業の一環としてのこの施設の活用は。

町長

給食センターには、二つの役割があると考えています。一つには、小中学校、保育園等の子供たちに給食

平成30年度からの米政策の見直しについて

平成29年度で主食米の生産割り当てによる米の価格を維持する生産調整政策が廃止されます。これにより生産者は、自家米を自由に作る事ができますか。

町長

国による米政策の大幅な見直しにより、米の生産数量目標の配分、直接支払いの交付金が廃止され、自主的にそれぞれ需給調整する事になる。県が生産目標を算定し、それに基

づき町でそれぞれの農家の方へ生産目標を配分する新たな仕組みが、構築されていきます。基本的に自家米は、作ることは出来るが、麦・大豆等の作付けもあるので、地域で連携を取りながら自家米の作付けをしてもらいたい。

を配食する工場、一つには、食育、食の教育といった場になる役割。総合学習の場として、全学年が見るのは難しい状況ですが、学校のカリキュラムの中で先生方において食育等の場として活用していきます。また、移動には町のマイクロバスを利用して、一学年ずつでも行けるようにしていきたい。

転作に対する交付金はどうなりますか。

町長

転作に対する交付金は、平成30年度以降も現在と同様の単価が維持される見込みです。

町は、水田の転作にどの様にかかわっていきますか。

町長

町としては、水田の転作政策を、米価の維持・転作のローテーション等を考えながら、水田協・生産者・県・農協と連携して進めていきます。